

## 家庭的保育事業等 指導監査(施設監査)の着眼点

### 主な根拠及び関係法令

#### ▼松山市条例・規則

交付年月日	正式名称		省略表記
平成18年3月31日	規則第65号	松山市児童福祉法施行細則	-
平成26年7月11日	条例第52号	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	最低基準条例
平成26年10月27日	規則第65号	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	最低基準条例規則

#### ▼関係法令、告示等

交付年月日	正式名称		省略表記
昭和22年12月12日	法律第164号	児童福祉法	児福法
昭和23年3月31日	政令第74号	児童福祉法施行令	-
昭和23年3月31日	厚生省令第11号	児童福祉法施行規則	-
平成26年4月30日	厚生労働省令第61号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	-
平成29年3月31日	厚生労働省告示第117号	保育所保育指針	保育所保育指針
昭和33年4月10日	法律第56号	学校保健安全法	学校保健安全法
昭和33年6月13日	文部省令第18号	学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則
昭和23年7月24日	法律186号	消防法	消防法
昭和36年4月1日	自治省令第6号	消防法施行規則	消防法施行規則
平成15年5月30日	法律57号	個人情報保護に関する法律	個人情報保護法
昭和22年4月7日	法律第49号	労働基準法	最低基準条例第16条 最低基準条例規則第3条

昭和22年8月30日	厚生省令第23号	労働基準法施行規則	児発第86号通知
昭和47年6月8日	法律第57号	労働安全衛生法	労働安全衛生法
昭和47年9月30日	労働省令第32号	労働安全衛生規則	労働安全衛生規則
平成5年6月18日	法律第76号	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	パートタイム労働法
平成3年5月15日	法律第76号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育休介休法

▼関係通知等

交付年月日	正式名称		省略表記
平成9年6月30日	児企第16号	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児企第16号通知
平成10年2月18日	児発第86号	保育所における調理業務の委託について	児発第86号通知
平成12年4月25日	児発第471号	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号通知
平成13年7月23日	雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号通知
平成16年3月29日	雇児保発第0329001号	『楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～』	食育に関する指針
平成26年9月5日	雇児発0905第2号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	設備運営基準の運用上の取扱い
平成26年12月12日	雇児保発1212第2号、社援基発1212第3号	社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について	-
平成26年12月12日	雇児発1212第6号	家庭的保育事業等の認可等について	雇児発1212第6号通知
平成26年12月25日	府政共生第1208号、雇児発1225第9号	子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて	-
平成27年12月24日	雇児発1224第2号	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について	-

平成27年3月31日	雇児保発0331第3号	居宅訪問型保育事業における家庭的保育者に係る休憩時間の自由利用の適用除外について	-
平成28年2月18日	雇児保発0218第2号	保育所等における保育士配置に係る特例について	-
平成28年3月31日	府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	事故防止及び対応ガイドライン
平成28年10月31日	28障第807号	社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン	県防犯対策点検項目のガイドライン
平成28年11月1日	28長第708号	社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン	県災害対策計画ガイドライン
平成30年3月30日	雇児保発0330第1号	「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について	保育所感染症対策ガイドライン
平成31年3月29日	子母発第0329第2号	「授乳・離乳の支援ガイド」の改定について	支援ガイド
令和2年1月21日	健発0121第7号	食事による栄養摂取量の基準の一部改正について	食事摂取基準
令和2年3月31日	子発0331第1号・障発0331第8号	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	食事の提供援助及び指導通知

## 家庭的保育事業等 指導監査(施設監査)の主な着眼点

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
	I 適切な入所児童処遇の確保		
	1 入所児童処遇の充実		
	(1) 開所日数、時間、保育時間	開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。	最低基準条例第24条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条
	(2) 年齢制限	入所児童の年齢制限を行っていないか。(原則として0歳～2歳)	児発第471号通知
○	(3) 保育の実施	保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各事業所の実情に応じて適切な保育が行われているか。 ①全体的な計画を作成し、それに基づく指導計画が作成されているか。 ②保育の記録や自己評価に基づき、個別指導計画等が作成されているか。 ③保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。 ④職員及び事業所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。	最低基準条例第25条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条、 <b>保育所保育指針</b>
	(4) 私的契約	定員を超えて私的契約児を入所させていないか。	児発第471号通知
	(5) 健康診断	利用開始時及び少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しているか。また、その結果の記録及び保管が適切に行われているか。	最低基準条例第17条 学校保健安全法第13条第1項 学校保健安全法施行規則第5条、第6条
○	(6) 事故防止	事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 ・ヒヤリハット記録簿の整備  乳幼児突然死症候群の防止に努めているか。(努力義務)	事故防止及び対応ガイドライン(事故防止のための取組み:施設・事業者向け、 <b>事故発生時の対応:施設・事業者、地方自治体共通</b> )
○	(7) 事故再発防止	死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。	
	(8) 食育の計画	①児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。(努力義務) ②食育は、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものとなっているか。 ③食事の提供を含み、保育の計画に位置付けた食育の計画を作成しているか。 ④次の食育実践の資料とするため、食育実践の経過や結果を記録し、評価・改善するように努めているか。 ⑤食に関わる保育環境に配慮しているか。	最低基準第15条第5項 <b>保育所</b> 保育指針第3章2(1)、(2)ア 雇児保発第0329001号通知

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
	(9) 食事計画の作成	子どもの実態把握を行い、食事摂取基準を活用した食事計画を作成しているか。	食事の提供援助及び指導通知 食事摂取基準
	(10) 給与栄養量の設定	①給与栄養量の目標を設定するよう努めているか。(努力義務) ②栄養状態の評価(子どもの発育状態の評価)を行い、給与栄養量を定期的に見直すよう努めているか。(努力義務)	食事の提供援助及び指導通知 食事摂取基準
○	(11) 献立の作成・内容	①献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むしているか。 ②食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。 ③調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 ④保護者等に対する献立の提示等食に関する情報提供をするよう努めているか。(努力義務) ⑤摂取量、残食量等の把握により、その後の食事計画の改善に努めているか。(努力義務) ⑥定期的に施設長を含む関係職員による情報共有を図り、食事計画・評価を行っているか。(努力義務)	最低基準条例第15条第2項～第4項 支援ガイド 食事の提供援助及び指導通知 食事摂取基準
○	(12) 発育及び健康状態に応じた配慮	①園児一人一人の心身の状態等に応じ適切に対応しているか。 ②3歳未満児の食事の提供に配慮しているか。 ③食物アレルギーの食事提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。(努力義務)	保育所保育指針第3章2(2)ウ 児発第471号通知 食事の提供援助及び指導通知 食事摂取基準 支援ガイド
	(13) 衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。  ～居宅訪問型事業～ 保育に従事する職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理が行われているか。また、事業をおこなう事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。	最低基準条例第14条第1項 児企第16号通知
○	(14) 感染症・食中毒対策	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。(努力義務)	最低基準条例第14条第2項 児企第16号通知 保育所感染症対策ガイドライン
	(15) 検便の実施	調理従事者等は臨時職員も含め、月に1回以上の検便を受けているか。	児企第16号通知

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
	(16) 自園調理	食事の提供は、原則として自園調理で行われているか。	最低基準条例第15条第1項
	(17) 外部搬入	<p>【給食の外部搬入を行う場合】</p> <p>①搬入施設は、連携施設、同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業や事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設等か。</p> <p>②加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えているか。</p> <p>③受託者との契約内容が業務上必要な注意を果たし得る内容となっているか。</p> <p>④栄養士による必要な配慮が行われているか。</p> <p>⑤受託者が業務を適切に遂行できる能力を有しているか。</p> <p>⑥受託者が適時適切な対応を行うことができているか。</p> <p>⑦受託者が食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。(努力義務)</p>	<p>最低基準条例第16条</p> <p>最低基準条例規則第3条</p> <p>設備運営基準の運用上の取扱い</p>
	(18) 調理業務委託	<p>①給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られているか。</p> <p>②施設内の調理室を使用して調理させているか。</p> <p>③栄養面での配慮がされているか。</p> <p>④施設は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。</p> <p>⑤受託業者は、児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。</p> <p>⑥契約内容は、児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。</p>	<p>設備運営基準の運用上の取扱い</p> <p>児発第86号通知</p>
	(19) 関係機関との連携	<p>子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p> <p>また、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、事業所の運営の内容を丁寧に説明するよう努めているか。(努力義務)</p>	<p>保育所保育指針第3章1(1)</p> <p>最低基準条例第5条第2項</p>
○	(20) 自己評価	保育の質に関する自己評価を実施し、改善を図っているか。	<p>最低基準条例第5条第3項</p> <p>保育所保育指針第1章3(4)</p>
	(21) 外部評価	外部評価及び第三者評価を受けるよう努めているか。また、評価結果は公表し、改善を図っているか。(努力義務)	<p>最低基準条例第5条第4項</p> <p>保育所保育指針第1章3(4)</p>

重点事項	項目		着眼点	根拠法令等
		(22) 構造設備	採光、換気等、利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分考慮をした構造となっているか。	最低基準条例第5条第6項、第22条第3項、第28条、第32条、第33条、第38条
○		(23) 連携施設の設定	<p>～家庭的・小規模・事業所内保育事業～          保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう下記の事項に係る連携協力を行う施設を設定しているか。(令和6年度末までの経過措置あり)          ①集団保育を体験させるための機会の設置、相談・助言その他保育内容に関する支援          ②代替保育の提供          ③当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき連携施設での受け入れ          ※保育所型事業所内保育事業は③のみで可。</p> <p>～居宅訪問型保育事業～          障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児を保育する場合は、当該乳幼児の障がい、疾病等の状況に応じ、連携する障害児入所施設その他市長の指定する施設を適切に確保しているか。(離島等の場合はこの限りではない)</p>	最低基準条例第6条、第40条、第45条
		(24) 医薬品の管理	必要な医薬品その他医療品を備え、適正な管理が行われているか。	最低基準条例第14条第3項

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
○	(25) 設備基準の遵守	<p>各事業類型に応じた設備基準を遵守しているか。</p> <p>～家庭的保育事業～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けているか。</li> <li>・乳幼児の保育を行う部屋の面積は、9.9㎡以上であるか。 (乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)</li> <li>・衛生的な調理設備及び便所を設けているか。</li> <li>・敷地内に屋外遊戯場を設けているか(代替する公園等でも可)</li> <li>・屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であるか。</li> </ul> <p>～小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業(利用定員19人以下)～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は満2歳未満の幼児の利用がある場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。</li> <li>・乳児室又はほふく室の面積は乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上であるか。</li> <li>・乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具が備えられているか。</li> <li>・満2歳以上の幼児の利用がある場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設けているか。</li> <li>・保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であるか。</li> <li>・保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具が備えられているか。</li> <li>・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、最低基準条例規則で定める基準を満たしているか。</li> </ul> <p>～小規模保育事業C型～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は満2歳未満の幼児の利用がある場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。</li> <li>・乳児室又はほふく室の面積は乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上であるか。</li> <li>・乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具が備えられているか。</li> <li>・満2歳以上の幼児の利用がある場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設けているか。</li> <li>・保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であるか。</li> <li>・保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具が備えられているか。</li> <li>・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、最低基準条例規則で定める基準を満たしているか。</li> </ul>	<p>最低基準条例第22条、第28条、第32条、第33条、第38条、第43条、第48条 最低基準条例規則第4条、第7条</p>



重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
○	(25) 設備基準の遵守	<p>～居宅訪問型事業～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営を行うために必要な広さを有する専用区画を設け、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えているか。</li> </ul> <p>～事業所内保育事業(利用定員20人以上)～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は満2歳未満の幼児の利用がある場合は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けているか。</li> <li>・乳児室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき、1.65㎡以上であるか。</li> <li>・ほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上であるか。</li> <li>・乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具が備えられているか。</li> <li>・満2歳以上の幼児の利用がある場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設けているか。</li> <li>・保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であるか。</li> <li>・保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具が備えられているか。</li> <li>・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、最低基準条例規則で定める基準を満たしているか。</li> </ul>	最低基準条例第22条、第28条、第32条、第33条、第38条、第43条

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
○	(26) 職員等	<p>事業類型に応じた職員基準を遵守しているか。</p> <p>～家庭的保育事業～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置しているか。ただし、調理員については、調理業務をすべて委託している場合及び搬入施設から搬入する場合は除く。</li> <li>・家庭的保育者は、研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者で、保育に専念できる者であるか。</li> <li>・家庭的保育者1人につき、乳幼児が3人以下であるか。ただし、家庭的保育補助者と共に保育を行う場合は、5人以下であるか。</li> </ul> <p>～小規模保育事業A型～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、嘱託医及び調理員を配置しているか。ただし、調理員については、調理業務をすべて委託している場合及び搬入施設から搬入する場合は除く。</li> <li>・下記に定める子どもの年齢の区分に応じた保育士の合計数に1人を加えた数以上の保育士を配置しているか。ただし、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</li> </ul> <p>乳児: おおむね3人につき1人  満1歳以上満3歳に満たない幼児: おおむね6人につき1人  満3歳以上満4歳に満たない児童: おおむね20人につき1人</p> <p>～小規模保育事業B型～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、その他保育に従事する職員で市長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を配置しているか。ただし、調理員については、調理業務をすべて委託している場合及び搬入施設から搬入する場合は除く。</li> <li>・下記に定める子どもの年齢の区分に応じた保育従事者の合計数に1人を加えた数以上の保育士を配置しているか。なお、その半数以上は保育士であるか。ただし、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</li> </ul> <p>乳児: おおむね3人につき1人  満1歳以上満3歳に満たない幼児: おおむね6人につき1人  満3歳以上満4歳に満たない児童: おおむね20人につき1人</p> <p>～小規模保育事業C型～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置しているか。ただし、調理員については、調理業務をすべて委託している場合及び搬入施設から搬入する場合は除く。</li> <li>・家庭的保育者1人につき、乳幼児が3人以下であるか。ただし、家庭的保育補助者と共に保育を行う場合は、5人以下であるか。</li> </ul>	<p>最低基準条例第23条、第29条、第31条、第34条、第39条、第44条、第47条、最低基準条例規則第5条、第6条、第8条、第9条、付則2～5</p>

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
○	(26) 職員等	<p>～居宅訪問型保育事業～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者1人につき保育する乳幼児は1人であるか。</li> <li>※当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる</li> </ul> <p>～事業所内保育事業～</p> <p>①保育所型(利用定員20人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、嘱託医及び調理員を配置しているか。ただし、調理員については、調理業務をすべて委託している場合及び搬入施設から搬入する場合は除く。</li> <li>・下記に定める子どもの年齢の区分に応じた保育士の合計数以上の保育士を配置しているか。ただし、開所時間中保育士が2人を下回っていないか。(特例により1名は保育士以外でも可)なお、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</li> <li>乳児:おおむね3人につき1人</li> <li>満1歳以上満3歳に満たない幼児:おおむね6人につき1人</li> <li>満3歳以上満4歳に満たない児童:おおむね20人につき1人</li> <li>満4歳以上の児童:おおむね30人につき1人</li> </ul> <p>②小規模型(利用定員19人以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士その他保育に従事する職員で市長が行う研修を修了したもの、嘱託医及び調理員を配置しているか。ただし、調理員については、調理業務をすべて委託している場合及び搬入施設から搬入する場合は除く。</li> <li>・下記に定める子どもの数の区分に応じた保育従事者の合計数に1人を加えた数以上の保育士を配置しているか。なお、その半数以上は保育士であるか。ただし、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</li> <li>乳児:おおむね3人につき1人</li> <li>満1歳以上満3歳に満たない幼児:おおむね6人につき1人</li> <li>満3歳以上満4歳に満たない児童:おおむね20人につき1人</li> </ul> <p>【経過措置】 (小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育所等における保育士配置に係る特例について」</li> <li>①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例</li> <li>②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例</li> <li>③保育の実施あたり必要となる保育士配置に係る特例</li> </ul>	<p>最低基準条例第23条、第29条、第31条、第34条、第39条、第44条、第47条、最低基準条例規則第5条、第6条、第8条、第9条、付則2～5</p>

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
	(27) 利用定員の遵守	利用定員の設定は19人以下で各類型に応じた利用定員を遵守しているか。 ～小規模保育事業C型～ ・利用定員は6人以上10人以下か。 <del>ただし、平成31年度末までは、15人以下とする。</del> ～事業所内保育事業～ ・利用定員に応じた地域枠の定員枠を設定しているか。	最低基準条例第35条、第42条

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
	II 家庭的保育事業等の運営の適正実施の確保		
	1 職員の処遇		
○	(1) 就業規則等の整備	就業規則等、必要な規程類が整備されているか。 職員への周知が行われているか。	労働基準法第89条 労働基準法第106条
	(2) 労使協定	労働基準法第24条の労使の協定が締結されているか。また、第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。	労働基準法第24条、第36条
	(3) 労働条件の明示	職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。 非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 パートタイム労働法第6条
	(4) 労働者名簿	労働者名簿が適正に整備されているか。	労働基準法第107条
○	(5) 給与	給与規程等に従って運用されているか。 各種手当が規定され、適正に支払われているか。	労働基準法第89条 児発第471号通知
○	(6) 労働時間	労働時間の状況を適切な方法で把握しているか。 法定労働時間を超えて労働させていないか。 変形労働時間制に関する労使協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。	労働安全衛生法第66条の8 労働安全衛生規則第52条の7の3 労働基準法第32条 労働基準法第32条の2、第32条の4
○	(7) 時間外労働等に対する割増賃金の支給	時間外労働等に対し、割増賃金が適正に支給されているか。	労働基準法第37条
○	(8) 年次有給休暇	適正な有給休暇制度が導入されているか。 就業規則等に従って運用されているか。	労働基準法第39条 労働基準法第89条
	(9) 育児・介護休業	適正な育児・介護休業制度が導入されているか。 育児・介護休業規程等に従って運用されているか。	育休介休法 育休介休法
	(10) 健康診断・安全衛生管理体制	職員の健康診断(雇入時、定期)が適正に行われているか。 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等、適正な安全衛生管理体制が整備されているか。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
2 事業所の運営管理体制の確立			
	(1) 予算	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。	児発第471号通知
○	(2) 会計経理	<p>①経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>②現金・預金等の保管が適正に行われているか。</p> <p>③内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>④収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。</p> <p>⑤給付費の請求金額が適正に行われているか。</p> <p>⑥利用者負担金(職員給食費、延長保育、一時保育利用料等)が適正な額となっているか。</p> <p>【企業会計の基準による会計処理を行っている場合】          保育所を経営する事業に係る区分ごとに以下の書類を作成しているか。          ・貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)          ・借入金明細書          ・基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書</p>	<p>児発第471号通知</p> <p>雇児発第1212第6号通知</p> <p>児発第471号通知</p> <p>雇児発第1212第6号通知</p>
	(3) 内部規程	<p>事業の運営について、下記の重要事項に関する規定を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的及び運営方針</li> <li>・提供する保育の内容</li> <li>・職員の種別、員数及び職務の内容</li> <li>・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>・保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>・乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</li> <li>・利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</li> <li>・緊急時等における対応方法</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>・その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</li> </ul>	最低基準条例第18条
	(4) 苦情対応	<p>苦情を受け付けるための窓口等の必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決責任者、苦情受付職員の設置</li> <li>・第三者委員の設置</li> <li>・苦情内容等の記録簿の整備</li> <li>・解決結果の公表</li> </ul>	<p>最低基準条例第21条</p> <p>保育所保育指針第1章1(5)ウ</p>

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
	<b>3 必要な職員確保と職員処遇の充実</b>		
○	(1) 職員の確保	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ①職員の計画的な採用に努めているか。(努力義務) ②労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。(努力義務)	児発第471号通知
○	(2) 研修機会の確保	職員に対して資質向上のための研修の機会を確保しているか。	最低基準条例第9条第2項、保育所保育指針第5章3
	(3) 他の社会福祉施設との兼職	保育に直接従事する職員は、他の社会福祉施設等と兼ねていないか。	最低基準条例第10条
	(4) 秘密保持	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を保持する措置を講じているか。	最低基準条例第20条
	<b>4 防災・防犯対策の充実強化</b>		
○	(1) 避難設備の整備・点検	軽便消火器等の消火用具、非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されているか。 また、非常災害に対する具体的計画を立てているか。	最低基準条例第7条第1項、第22条第7号
○	(2) 避難訓練	火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施し、結果を記録しているか。また、訓練を行う際は消防機関へ通報しているか。	最低基準条例第7条第2項 消防法施行規則第3条第11項
○	(3) 防災安全対策(火災)	①防火管理者を選任し届出を行っているか。(30人未満の場合は不要) ②消防計画を作成し、所轄消防署へ届出しているか。(30人未満の場合は不要) ③消防署の立入検査が行われ指示事項があれば改善しているか。 ④消防用設備等の点検及び報告を行っているか。	消防法第4条、第8条、第17条の3の3、 消防法施行規則第3条、第4条、第4条の2の4

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等
○	(4) 防災安全対策	<p>①各災害別に利用者等の安全の確保のための体制及び避難方法を策定しているか。また、以下の項目が盛り込まれ、実効性のあるものか。加えて、内容を職員間で十分共有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の立地条件(地形等)</li> <li>・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)</li> <li>・避難場所(市町村が設置する避難場所、事業所内の安全なスペース)</li> <li>・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)</li> <li>・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等)</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul> <p>②災害発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか。</li> </ul> <p>③避難、救出等の訓練を行っているか。</p> <p>④災害発生時の必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めているか。(努力義務)</p>	<p>最低基準条例第7条  児発第471号通知  県災害対策計画ガイドライン</p>
○	(5) 防犯対策	<p>防犯について配慮されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯、不審者対策の訓練の実施</li> <li>・緊急時の関係機関との連絡体制の整備</li> </ul>	<p>保育所保育指針第3章3(2)</p>
<b>5 その他</b>			
	(1) 帳簿	<p>職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されているか。</p>	<p>最低基準条例第19条</p>
	(2) 個人情報の取扱い	<p>①個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP等への写真掲載など個人情報に関する同意書の取得</li> </ul> <p>②個人情報の漏えいの防止等のための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護に関する規定の整備</li> </ul>	<p>保育所保育指針第1章1(5)ウ  個人情報保護法第15～27条</p>